# 民間給与関係資料

## 令和3年職種別民間給与実態調査について

今回の報告および勧告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

#### 1 調査の目的と時期

この調査は、一般職に属する職員の給与について検討するため、令和3年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

#### 2 調査機関

滋賀県人事委員会および人事院等

#### 3 調査の範囲

(1) 調查対象事業所(母集団事業所)

全産業の企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 634 事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、 病院は調査対象から除外した。

(2) 調查対象職種

54 職種 (行政職相当職種 22 職種 その他の職種 32 職種)

(3) 調査実人員

初任給関係 457 人 (行政職に相当する調査実人員 437 人)、初任給関係以外の調査職種 6,357 人 (行政職に相当する調査実人員 5,819 人。なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は、42,884 人であり、このうち、行政職に相当するものは 39,915 人である。)

#### 4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

3の(1)に記載した事業所を人事院が統計上の理論に従い、組織、規模、産業により 11 層に層化し、これらの層から 130 事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。 調査の完結した事業所は、第 14 表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、 抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員および役員は全て除外し た。

#### 5 集計

総計および平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第14表 產業別・企業規模別調査事業所数

企業規模産業分類	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500 人以上 1,000人未満	100 人以上 500 人未満	100 人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	117	19	15	12	54	17
鉱 業 ,採 石 業 ,砂 利採取業、建設業	6	1	ı	1	3	1
製 造 業	83	9	12	9	40	13
電気・ガス・熱供給・ 水道業、情報通信業、 運 輸 業 ,郵 便 業	4	3	_	_	1	_
卸 売 業 , 小 売 業	1	1	_	_	_	_
金融業,保険業、 不動産業,物品賃貸業	2	_	1	_	1	_
教育,学習支援業、 医療,福祉、サービス業	21	5	2	2	9	3

注1 上記調査事業所のほか、調査不能の事業所が13所あった。

<sup>2</sup> 調査対象事業所 130 所に占める調査完了事業所 117 所の割合 (調査完了率) は、90.0%である。

<sup>3 「</sup>サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究, 専門・技術サービス業」、「宿泊業, 飲食サービス業」、「生活関連サービス業, 娯楽業」、「複合サービス事業」および「サービス業 (他に分類されないもの)」(宗教および外国公務に分類されるものを除く。) である。

## 第 15 表 民間における企業規模別・職種別・学歴別給与額等

その1 事務・技術関係職種

1 規 模 計

	調	平	令和34	<b>丰</b> 4月分平均支	<b></b>		
職種名	調査実人員	均 年 齢	きまって支給, する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備考	対 応 級
	人	歳	円	円	円		本表 2 規模500人
支店長	5	50.8	607, 136	0	607, 136		以上、本表3規模
大学卒	3	46.6	551, 110	0	551, 110	構成員50人以上の支店 (社)の長	100人以上500人
短大卒	X	X	X	X	X	(取締役兼任者を除く。)	未満および本表 4規模100人未満
高校卒	X	X	X	X	X		の対応級欄参照
中学卒	_	_	_	_	_		のこと。
工場長	5	54. 1	629, 983	0	629, 983		
大学卒	2	58.8	698, 785	0	698, 785	構成員50人以上の工場の	
短大卒	2	53.0	677, 937	0	677, 937	長	同 上
高校卒	X	X	X	X	X	(取締役兼任者を除く。)	
中学卒	_	_	_	_	_		
事務部長	169	52.4	648, 644	934	647, 710	2課以上または構成員20人	
大学卒	129	52. 5	665, 659	1, 208	664, 451	以上の部の長いなった。	
短大卒	13	52.3	582, 739	0	582, 739	職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の	同 上
高校卒	27	52. 3	594, 816	0	594, 816	長および部長級専門職	
中学卒	_	_	_	_	_	(取締役兼任者を除く。)	
技術部長	180	52.6	694, 681	2, 249	692, 432		
大学卒	150	52. 5	705, 588	1, 189	704, 399		
短大卒	8	51. 9	620, 487	0	620, 487	同 上	同 上
高校卒	22	53. 5	611, 431	13, 014	598, 417		
中学卒	_	_	_	_	_		
事務部次長	40	53. 3	583, 288	107	583, 181	前記部長に事故等のある ときの職務代行者	
大学卒	29	53. 3	599, 536	146	599, 390	職能資格等が上記部の次	
短大卒	3	51.8	573, 360	0	573, 360		同 上
高校卒	8	53.8	526, 419	0	526, 419	の次長および部次長級専 門職	
中学卒	_		_	_		中間職 (部長-課長間)	
技術部次長	44	52. 3	588, 294	3, 274	585, 020		
大学卒	34	51.6	585, 816	1, 112	584, 704		
短大卒	2	57. 0	688, 080	0	688, 080	同上	同上
高校卒	8	54. 2	566, 432	14, 092	552, 340		
中学卒	_						
事務課長	301	50. 1	573, 789	4, 972	568, 817	2係以上または構成員10人	
大学卒	198	49. 4	601, 407	5, 009	596, 398	以上の課の長	
短大卒	33	50. 5	541, 920	4, 294		職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の	同上
高校卒	69 v	51.5	526, 543	5, 278	521, 265	長および課長級専門職	
中学卒	X	X 10. 5	X	X	X		
技術課長	434	49. 5	615, 338	3, 860	611, 478		
大学卒	302	48.6	631, 973	4, 438	627, 535		- ·
短大卒	44	49.8	634, 646	1, 119	633, 527	同上	同上
高校卒	87	52. 2	544, 984	3, 483	541, 501		
中学卒	X	X	Х	X	X		

注1 「X」は、調査実人員が1人の場合である。(以下この表において同じ。)

注2 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。(以下この表において同じ。)

	調	並	令和34	年4月分平均支	定給額		
職種名	査実人員	均 年 齢	きまって支給, する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備考	対 応 級
	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるとき	本表 2 規模500人
事務課長代理	142	47.5	560, 418	56, 810	503, 608	の職務代行者 課長に直属し部下に係長等の	以上、本表3規模
大学卒	99	45.8	588, 007	62, 375	525, 632	役職者を有する者	100人以上500人
短大卒	17	52.2	468, 655	51, 025	417, 630		未満および本表 4規模 100 人未
高校卒	26	53.0	482, 309	31, 361	450, 948		満の対応級欄参
中学卒	_	_	_	_	_	よび課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	照のこと。
技術課長代理	152	47.9	567, 579	19, 907	547, 672		
大学卒	91	46. 7	584, 209	18, 775	565, 434		
短大卒	19	49.6	572, 480	6, 793	565, 687	同上	同 上
高校卒	41	52. 1	495, 414	36, 916	458, 498		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務係長	334	46.7	427, 110	41, 381	385, 729		
大学卒	173	44.4	435, 925	43, 565	392, 360	係の長および係長級専門	
短大卒	63	47.9	397, 908	37, 247	360, 661	職	同 上
高校卒	96	49.5	430, 918	40, 973	389, 945		
中学卒	2	52.0	528, 483	3, 523	524, 960		
技術係長	571	44.8	489, 031	59, 701	429, 330		
大学卒	383	43. 2	500, 177	57, 942	442, 235		
短大卒	61	47.2	479, 620	67, 842	411, 778	同上	同 上
高校卒	127	48.5	461, 397	61, 359	400, 038		
中学卒	_	_	_	_	_		
事務主任	231	42.8	371, 852	37, 488		係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任	
大学卒	136	38. 6	372, 558	44, 037	328, 521	のうち、課長代理以上に直属 し、部下を有する者	
短大卒	47	45. 2	350, 070	22, 469	327, 601	係長等のいない事業所におい	同 上
高校卒	48	49. 6	392, 177	37, 881	354, 296	て、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任	
中学卒	_			_		中間職(係長-係員間)	
技術主任	373	44. 7	457, 982	80, 778	377, 204		
大学卒	219	41. 3	453, 740	85, 482	368, 258		
短大卒	46	46.8	454, 019	81, 890	372, 129	同上	同上
高校卒	107	49. 0	466, 018	73, 525	392, 493		
中学卒	1 262	30 S	227 406	20 622	207 964		
事務係員	1, 263 660	39. 8 34. 4	337, 496 361, 386	29, 632 37, 765	307, 864 323, 621		
大学卒 短大卒	217	43. 4	306, 750	18, 927	287, 823		同上
高校卒	378	44. 2	324, 680	25, 601	299, 079		14 7
中学卒	8	53. 7	349, 961	23, 185	326, 776		
技術係員	1, 575	38. 4	383, 177	53, 512	329, 665		
大学卒	916	35. 4	389, 367	56, 176	333, 191		
短大卒	175	38. 9	340, 833	42, 547	298, 286		同上
高校卒	483	42. 9	387, 179	52, 852	334, 327		
中学卒	X	X	х	X	х Х		

注3 「中間職 (課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいい、「中間職(係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。(以下この表において同じ。)

# 2 規模 500 人以上

	調	址	令和34	<b>丰</b> 4月分平均支	<b></b>		
職種名	査実人員	均 年	きまって支給 する給与	うち時間外	(A) — (B)	備考	対 応 級
	員	齢	(A)	手当 (B)			
	人	歳	円	円	円		
支店長	2	51.5	628, 445	0	628, 445		
大学卒	X	X	X	X	X	構成員50人以上の支店 (社)の長	行政職 9級
短大卒	_	_	_	_	_	(取締役兼任者を除く。)	11 55,415, 3 //55
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	_	_	_	_	_		
工場長	5	54. 1	629, 983	0	629, 983		
大学卒	2	58.8	698, 785	0	698, 785	構成員50人以上の工場の	
短大卒	2	53.0	677, 937	0	677, 937		同 上
高校卒	X	X	X	X	X	(取締役兼任者を除く。)	
中学卒	_		_	_	_		
事務部長	100	53.0	726, 881	1, 691	725, 190	2課以上または構成員20人	
大学卒	83	52.8	736, 225	1, 951	734, 274	以上の部の長 職能資格等が上記部の長	
短大卒	7	53.0	645, 692	0	645, 692	と同等と認められる部の	同上
高校卒	10	56.0	689, 061	0	689, 061	長および部長級専門職	
中学卒	_		_	_	_	(取締役兼任者を除く。)	
技術部長	141	52.4	728, 005	43	727, 962		
大学卒	119	52.3	736, 304	48	736, 256		
短大卒	7	50.6	676, 665	0	676, 665	同上	同上
高校卒	15	54.6	635, 507	0	635, 507		
中学卒	_	_	_	=		W = 1 = 1 : 1 : 1 : 1 : 1	
事務部次長	23	52.9	669, 270	0	669, 270	前記部長に事故等のある ときの職務代行者	
大学卒	15	53.6	706, 139	0	706, 139	職能資格等が上記部の次	
短大卒	2	51.3	641, 228	0	641, 228	長と同等と認められる部 の次長および部次長級専	同 上
高校卒	6	51.5	575, 798	0	575, 798	門職	
中学卒	_		_	_	_	中間職 (部長-課長間)	
技術部次長	31	52. 3	639, 423	0	639, 423		
大学卒	22	51. 3	654, 253	0	654, 253	_ ,	
短大卒	2	57. 0	688, 080	0	688, 080	同上	同 上
高校卒	7	53.6	573, 363	0	573, 363		
中学卒	-	-	C00 041	C 001	COC 150		
事務課長	200	50. 5	632, 841	6, 691	626, 150	2係以上または構成員10人	
大学卒	141	49.5	661, 093	5, 988	655, 105	以上の課の長い。	行政職 7級、8
短大卒	19	50. 2	587, 195	6, 490	580, 705	職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の	級
高校卒	40	53. 3	580, 967	8, 598	572, 369	長および課長級専門職	
中学卒	245	40.6	649.797	4 220	G20 4F7		
技術課長	345	49.6	642, 787 656, 800	4, 330	638, 457		
大学卒	249 37	48. 8 49. 8	648, 130	4, 873	651, 927 646, 854	同上	同上
短大卒	58	49. 8 52. 7	580, 675	1, 276 4, 362	576, 313	In T	PH T
高校卒 中学本							
中学卒	X	X	X	X	Х		

	調	平		F4月分平均支	 v給額		
職種名	查実	均	きまって支給す			 	対応級
和以 1至 7日	人員	年齢	る給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	VHI 73	71 NO 102
	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるとき	
事務課長代理	85	46. 2	615, 281	72, 715	542, 566	の職務代行者 課長に直属し部下に係長等の	
大学卒	65	45. 1	634, 470	78, 212	556, 258	役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を	行政職 5級、6
短大卒	3	50.9	488, 669	86, 518	402, 151	有する者職能資格等が上記課長代理と	級
高校卒	17	52.4	514, 482	34, 305	480, 177	同等と認められる課長代理お	
中学卒	_		_	=		よび課長代理級専門職 中間職 (課長-係長間)	
技術課長代理	119	47.3	585, 106	17, 533	567, 573		
大学卒	76	46. 2	595, 728	17, 886	577, 842		
短大卒	17	49.3	580, 637	7, 301	573, 336	同上	同 上
高校卒	26	52.6	516, 897	30, 265	486, 632		
中学卒	_	_	_	_	_		
事務係長	171	47. 4	467, 668	45, 685	421, 983		
大学卒	92	44. 2	486, 681	52, 768	433, 913	なの目かとが反目処声明	行政啦 9 年 4
短大卒	24	48.7	425, 398	38, 646	386, 752	係の長および係長級専門 職	行政職 3級、4 級
高校卒	53	50.9	461, 649	40, 341	421, 308		
中学卒	2	52.0	528, 483	3, 523	524, 960		
技術係長	439	44.8	497, 858	61, 356	436, 502		
大学卒	309	43.1	507, 823	59, 369	448, 454		
短大卒	46	47.5	493, 100	71, 479	421, 621	同 上	同 上
高校卒	84	48.8	469, 373	63, 226	406, 147		
中学卒	_	_	_	_	_		
事務主任	114	44. 7	410, 191	36, 486	373, 705	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任	
大学卒	65	38.8	430, 165	51, 205	378, 960	のうち、課長代理以上に直属	行政啦 9 红 ( ·
短大卒	22	47.3	354, 744	16, 435	338, 309	し、部下を有する者 係長等のいない事業所におい	行政職 2級(一 部は3級、4級)
高校卒	27	51.8	425, 616	30, 162	395, 454	て、職能資格等が上記主任と 同等と認められる主任	
中学卒	_	_	_	_	_	中間職(係長-係員間)	
技術主任	244	46.3	495, 877	91, 950	403, 927		
大学卒	135	42.0	495, 546	102, 386	393, 160		
短大卒	32	49. 1	504, 876	97, 855	407, 021	同上	同 上
高校卒	76	50.3	493, 937	78, 239	415, 698		
中学卒	X	X	X	X	Х		
事務係員	644	41.0	366, 936	33, 580	333, 356		
大学卒	356	34.0	401, 695	44, 841	356, 854		
短大卒	100	44.8	330, 430	20, 013	310, 417		行政職1級
高校卒	184	46. 2	350, 161	28, 873	321, 288		
中学卒	4	52. 1	287, 608	16, 956	270, 652		
技術係員	1, 035	38. 9	394, 994	55, 977	339, 017		
大学卒	565	35. 5	403, 429	60, 087	343, 342		
短大卒	104	39. 4	344, 563	40, 229	304, 334		同上
高校卒	365	43.6	397, 521	54, 654	342, 867		
中学卒	X	X	X	X	X		

## 3 規模 100 人以上 500 人未満

	調	平	<b>令和</b> 3 <sup>4</sup>	手4月分平均支 14月分平均支			
職種名	查実	均	きまって支給す			備考	対応級
	人員	年齢	る給与	うち時間外 手当 (B)	$(\mathbf{A}) - (\mathbf{B})$	,,,, ,	
	- '	歳	(A) 円	手当 (B) 円	円		
+# =	人						
支店長	3	48.8	544, 032	0	544, 032	  構成員50 人以上の支店	
大学卒	2	44. 5	435, 838	0	435, 838	(社)の長	行政職 7級、8 級
短大卒	X	X	X	X	X	(取締役兼任者を除く。)	///X
高校卒	-	_	_	_	_		
中学卒	_		_				
工場長	_	_	_	_	_		
大学卒	_	_	_	_	_	構成員50人以上の工場の	<b>□</b> 1.
短大卒	_	_	_	_	_	長   (取締役兼任者を除く。)	同上
高校卒	-	_	_	_	_		
中学卒		E1 F	EGA 000	107	EGA 105		
事務部長	64	51. 5	564, 292 571, 972	127	564, 165 571, 686	2課以上または構成員20人 以上の部の長	
大学卒	43	51.6	571, 873	187		職能資格等が上記部の長	
短大卒	5	51. 2	505, 734 561, 604	0	505, 734	と同等と認められる部の	同上
高校卒	16	51. 1	561, 604	0	561, 604	長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
中学卒	25	53. 6	597, 003	6 074	E00 020	(PANIS DANIE II CIAI (9)	
技術部長	35 28	53. 0		6, 974	590, 029		
大学卒		55. Z	601, 338 X	5, 971 X	595, 367 X	同上	同上
短大卒 高校卒	X 6	55. 0	606, 305	12, 874	593, 431		H T
中学卒	_	55.0	000, 305	12, 014	090, 401		
	16	53. 4	474, 495	274	474, 221	前記部長に事故等のある	
事務部次長 大学卒	14	53. 4	474, 493	316	474, 872	ときの職務代行者	
短大卒	X	33. 0 X	475, 166 X	Х Х		職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部	同上
高校卒	X	X	X	X	X	の次長および部次長級専	FI, 1
中学卒				л _	л _	門職 (如臣 謂臣問)	
技術部次長	11	52. 1	497, 948	11, 582	486, 366	中間職(部長-課長間)	
大学卒	10	51.5	494, 681	3, 357	491, 324		
短大卒	_	_		- I		同上	同上
高校卒	X	X	X	X	X		1.4
中学卒	_	_	_				
事務課長	92	49. 4	472, 940	2, 107	470, 833		
大学卒	50	49. 1	484, 192	3, 343	480, 849	2係以上または構成員10人	
短大卒	13	51. 1	488, 313	1, 275	487, 038	以上の課の長 職能資格等が上記課の長	行政職 5級、6
高校卒	28	49. 4	448, 038	341	447, 697	と同等と認められる課の	級
中学卒	X	X	X X	X	Х Х	長および課長級専門職	
技術課長	77	49. 0	496, 210	1, 976	494, 234		
大学卒	45	47. 4	513, 303	2, 623	510, 680		
短大卒	5	52. 9	565, 831	0	565, 831	同上	同上
高校卒	27	51. 1	452, 745	1, 184	451, 561		
中学卒	_	_					

	調	平		年4月分平均支	 z給額		
職種名	查実	均	きまって支給				対応級
14 14 14	夫人員	年	する給与	うち時間外	(A) - (B)	1/用	刈 心 救
	員	齢	(A)	手当 (B)			
	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるとき	
事務課長代理	54	49.7	467, 628	26, 075	441, 553	の職務代行者 課長に直属し部下に係長等の	
大学卒	33	47.7	475, 976	21, 046	454, 930	役職者を有する者   課長に直属し部下4人以上を	行政職 4級
短大卒	13	52. 1	471, 243	39, 427	431, 816	有する者 職能資格等が上記課長代理と	1150,100 1700
高校卒	8	54. 3	426, 993	24, 799	402, 194	同等と認められる課長代理および課長代理級専門職	
中学卒	_		_	_	_	中間職 (課長-係長間)	
技術課長代理	31	51.6	480, 285	20, 759	459, 526		
大学卒	14	51. 2	492, 165	13, 262	478, 903		
短大卒	2	54. 5	463, 460	0	463, 460	同上	同 上
高校卒	14	51.9	474, 049	32, 848	441, 201		
中学卒	X	X	X	X	Х		
事務係長	137	46. 2	393, 591	36, 471	357, 120		
大学卒	65	44. 9	402, 641	36, 482	366, 159	係の長および係長級専門	
短大卒	36	47.7	379, 589	36, 150	343, 439	職	行政職 3級
高校卒	36	47. 1	390, 469	36, 753	353, 716		
中学卒	_	_	_	_			
技術係長	109	45. 7	424, 594	40, 251	384, 343		
大学卒	67	44. 9	424, 491	37, 490	387, 001		
短大卒	10	45. 9	410, 046	33, 849	376, 197	同上	同 上
高校卒	32	47. 2	429, 466	47, 794	381, 672		
中学卒	_	_	_	_	_		
事務主任	97	41.6	335, 058	34, 690	,	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任	
大学卒	64	38. 5	329, 189	32, 918	296, 271	のうち、課長代理以上に直属 し、部下を有する者	行政職 2級
短大卒	17	45. 9	327, 892	30, 196	297, 696	係長等のいない事業所におい	(一部は3級)
高校卒	16	48. 5	364, 595	46, 100	318, 495	问等と認められる土仕	
中学卒	_	_	_	_		中間職 (係長-係員間)	
技術主任	114	42. 2	385, 913	55, 017	330, 896		
大学卒	81	40.6	395, 353	60, 813	334, 540	F-3 - 1	E .
短大卒	10	45. 2	337, 456	38, 161	299, 295	同上	同 上
高校卒	23	46. 4	374, 505	42, 328	332, 177		
中学卒	-	97.0		- 00 001	070 000		
事務係員	524	37. 8	293, 993	23, 961	270, 032		
大学卒	280	35. 2	306, 812	27, 874	278, 938		<b>行形啦 → </b> ⁄77.
短大卒	152	40.8	269, 973	16, 254	253, 719		行政職1級
高校卒	153	40. 4	280, 885	21, 074	259, 811		
中学卒	3	56. 0	417, 656 335, 139	24, 184	393, 472		
技術係員	465	35. 6		43, 041	292, 098		
大学卒	317	34. 9	341, 495	42, 734	298, 761		同上
短大卒	51 97	37. 3	340, 293	51, 899	288, 394		同上
高校卒	97	36.8	311, 239	39, 114	272, 125		
中学卒	_	_	_	_			

## 4 規模 100 人未満

	調	並	令和34	年4月分平均才	<b></b>		
職種名	査実人員	均 年 齢	きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) — (B)	備考	対 応 級
	人	歳	円	円	円		
支店長	-	_	_	_	_	# N D so 1 N 1 s 4 d	
大学卒	-	_	_	_	_	構成員50人以上の支店 (社)の長	11 與職 6 被、7
短大卒	-	_	_	_	_	(取締役兼任者を除く。)	級
高校卒	-	_	_	_	_		
中学卒	_	_	_	_	_		
工場長	_	_	_	_	_		
大学卒	_	_	_	_	_	構成員50人以上の工場の	
短大卒	-	_	_	_	_	長 (斯姆尔莱尔基本) (斯	同 上
高校卒	-	_	_	_	_	(取締役兼任者を除く。)	
中学卒	_	_	_	_	_		
事務部長	5	55. 5	561, 726	0	561, 726	2課以上または構成員20人	
大学卒	3	56.8	510, 980	0	510, 980	以上の部の長 職能資格等が上記部の長	
短大卒	X	X	X	X	X	と同等と認められる部の	同 上
高校卒	X	X	X	X	X	長および部長級専門職	
中学卒		_	_	_	_	(取締役兼任者を除く。)	
技術部長	4	50. 3	519, 639	26, 964	492, 675		
大学卒	3	54. 2	538, 500	0	538, 500		
短大卒	_	_	_	_	_	同上	同 上
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	_	_	_	_	_	24 to be 10 to 10 to 20 to 20	
事務部次長	X	X	X	X	X	前記部長に事故等のある ときの職務代行者	
大学卒	-	_	_	_	_	職能資格等が上記部の次	_
短大卒	-	_	_	_		長と同等と認められる部 の次長および部次長級専	同 上
高校卒	X	X	X	X	X	門職	
中学卒	_		_			中間職(部長-課長間)	
技術部次長	2	54.0	448, 500	0	448, 500		
大学卒	2	54. 0	448, 500	0	448, 500		
短大卒	_	_	_	_	_	同上	同上
高校卒	_	_	_	_	_		
中学卒	_	40.0	470.007	1 000	460,004		
事務課長	9	48. 2	470, 237	1, 333	468, 904	2係以上または構成員10人	
大学卒	7 v	49. 6	499, 544	1, 714	497, 830 v	シュールバース	√字π/επά± ⊏ √π.
短大卒	X	X	X	X		職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の	行政職 5級
高校卒 中学卒	X _	X _	X 	X 	X 	長および課長級専門職	
	12	47.5	467, 596	500	467, 096		
技術課長	8	48.0	467, 596 452, 858	000	467, 096 452, 858		
大学卒 短大卒	2	43.5	452, 858	0	482, 838	同上	同上
	2	49.5	482, 015 512, 125	3, 000	482, 015 509, 125	In T	141 T
高校卒 中学卒		43.0	512, 120	5, 000	509, 120		
中学卒	_		_	_			

	調査	<u> </u>	令和 3 4	年4月分平均3	<b>支給額</b>		
職種名	<b>企</b> 実人員	均 年 齢	きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備考	対 応 級
	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるとき	
事務課長代理	3	50.2	430, 915	76, 926	353, 989	の職務代行者 課長に直属し部下に係長等の	
大学卒	X	X	X	X	Х	役職者を有する者  課長に直属し部下4人以上を	行政職 4級
短大卒	X	X	X	X	X	有する者 職能資格等が上記課長代理と	1190190 1700
高校卒	X	X	X	X	X	同等と認められる課長代理および課長代理級専門職	
中学卒	_	_		_	_	中間職 (課長-係長間)	
技術課長代理	2	43.5	406, 911	195, 000	211, 911		
大学卒	X	X	X	Х	Х		
短大卒	_	_	_	_	_	同上	同 上
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	_		_	_	_		
事務係長	26	45. 2	355, 852	39, 706	316, 146		
大学卒	16	43.6	340, 676	29, 865	310, 811	係の長および係長級専門	
短大卒	3	44. 2	352, 562	36, 500	316, 062	職	行政職 3級
高校卒	7	49.5	391, 947	63, 573	328, 374		
中学卒	_		_	_	_		
技術係長	23	44. 2	400, 946	72, 740	328, 206		
大学卒	7	40.8	425, 288	94, 068	331, 220		
短大卒	5	43.9	377, 947	67, 667	310, 280	同上	同 上
高校卒	11	46. 5	395, 909	61, 473	334, 436		
中学卒	_		<u> </u>	_	_		
事務主任	20	39. 5	356, 784	53, 044	303, 740		
大学卒	7	38.8	369, 715	86, 071	283, 644	のうち、課長代理以上に直属 し、部下を有する者	行政職 2級
短大卒	8	38. 5	379, 040	23, 987	355, 053	係長等のいない事業所におい	(一部は3級)
高校卒	5	41.9	303, 070	53, 295	249, 775	て、職能資格等が上記主任と 同等と認められる主任	
中学卒	_		<u> </u>	_	_	中間職(係長-係員間)	
技術主任	15	37.8	362, 734	83, 573	279, 161		
大学卒	3	32.8	348, 562	68, 560	280, 002		_ ·
短大卒	4	33.3	335, 867	61, 242	274, 625	同上	同上
高校卒	8	41.9	381, 482	100, 369	281, 113		
中学卒	_		-	-			
事務係員	95	38. 1	258, 362	18, 220	240, 142		
大学卒	24	33.0	284, 897	27, 562	257, 335		/= πL mbh - /m
短大卒	29	41.8	254, 116	19, 143	234, 973		行政職 1級
高校卒	41 v	38. 1	239, 501	11, 126	228, 375		
中学卒	X	X 26. 7	200 205	36 022	X 252,062		
技術係員	75 24	36. 7	290, 895	36, 933	253, 962		
大学卒	34	34. 2	289, 857	29, 688	260, 169		<b>□</b> 1
短大卒	20	36. 4	297, 339	47, 640	249, 699		同上
高校卒	21	40.8	286, 181	37, 405	248, 776		
中学卒	_	_	_	_	_		

その2 研究関係職種(規模計)

	調本	平	令和34	年4月分平均支	給額	
職種名	調査実人員	均 年 齢	きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) — (B)	備考
	人	歳	円	円	円	
研究所長	3	54.8	878, 333	0	878, 333	構成員 50 人以上の所の長 (取締役兼任 者を除く。)
研究部(課)長	75	50.0	630, 164	4, 934	625, 230	2室(係)以上または構成員7人以上 の部(課)の長
研究室(係)長	55	46. 5	522, 392	72, 542	449, 850	構成員3人以上の室(係)の長
主任研究員	60	43. 2	489, 596	28, 972	460, 624	下記研究員より上位の者 (研究所長の職名を有する者、上記研 究部(課)長および研究室(係)長を 除く。)
研 究 員	144	33. 1	350, 009	36, 680	313, 329	

## その3 教育関係職種(規模計)

	調	平	令和3年	年4月分平均支	給額	
職種名	調査実人員	均 年 齢	きまって支給す る給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) — (B)	備考
	人	歳	円	円	円	
大学学部長	7	59. 1	1, 007, 274	69, 157	938, 117	
大 学 教 授	70	54. 3	929, 693	53, 907	875, 786	
大学准教授	49	44.8	786, 458	40, 963	745, 495	
大 学 講 師	28	47. 1	750, 357	62, 724	687, 633	
大 学 助 教	3	52.8	799, 177	0	799, 177	
高等学校教頭	3	54.8	627, 667	25, 300	602, 367	
高等学校教諭	25	46.0	559, 968	31,666	528, 302	

#### その4 技能・労務関係職種(規模計)

	職種名 実 毎			令和3年	F4月分平均支					
職	種	名	<b>宣</b> 実人員	均 年 齢	きまって支給す る給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) — (B)	備考		
			人	歳	円	円	円			
電話	舌交扌	奐 手	X	X	X	X	X	見習、外国語の電話交換手を除く。		
自家用秀	乗用自動車	運転手	2	58. 0	276, 209	15, 959	260, 250	業務委託契約等に基づき、他の事業所に おいて業務に従事している者を除く。		
守		衛	11	51.7	388, 828	68, 999	319, 829			
用	務	員	2	45. 5	263, 800	0	263, 800			

その5 再雇用者(規模計)

	調	平	令和3年	F4月分平均支	給額		
職種名	調査実人員	均 年 齢	きまって支給す る給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) — (B)	備考	
	人	歳	円	円	円		
支店長・工場長	2	63.7	1, 204, 646	0	1, 204, 646		
事務・技術部長	11	62. 3	452, 281	5, 848	446, 433		
事務・技術部次長	3	61.8	526, 349	0	526, 349		
事務・技術課長	8	62. 5	489, 623	2, 332	487, 291	その1の1規模計の備考欄参照	
事務・技術課長代理	9	62. 1	359, 326	931	358, 395	での1001元代を1007間名側参照	
事務・技術係長	11	61.6	432, 608	0	432, 608	-	
事務・技術主任	4	62.6	249, 090	9, 231	239, 859		
事務・技術係員	167	62. 5	257, 527	9, 431	248, 096		

#### 第16表 民間における職種別・学歴別・企業規模別初任給

(令和3年4月)

職種	学 歴	規模計	規模 500 人以上	規模 100 人以上 500 人未満	規模 100 人未満
		円	円	円	円
新卒事務員・技術者計	大学卒	209, 813	217, 783	206, 413	<b>※</b> 196, 067
初午事份員 · 汉阳石司	短 大 卒	189, 403	<b>※</b> 195, 065	<b>※</b> 185, 772	X
<u> </u>	高 校 卒	169, 747	171, 831	169, 409	<b>※</b> 165, 160
	大学卒	209, 053	218, 873	206, 767	<b>※</b> 193, 800
新卒事務員	短 大 卒	<b>※</b> 182, 314	X	<b>※</b> 177, 336	_
	高 校 卒	170, 132	<b>※</b> 173, 864	<b>※</b> 171, 206	<b>※</b> 161, 450
	大学卒	210, 556	217, 078	206, 001	X
新卒技術者	短 大 卒	192, 060	<b>※</b> 195, 479	<b>※</b> 190, 980	X
	高 校 卒	169, 581	171, 186	168, 549	<b>※</b> 167, 633
新 卒 研 究 員	大学卒	X	X	_	_
新卒研究補助員	短大卒	X	X	-	-

注1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額(採用のある事業所の平均)であり、時間外手当、家 族(扶養)手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

<sup>2</sup> 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。 3 「X」は、調査事業所が5事業所以下であることを示す。

#### 第17表 民間における家族(扶養)手当の支給状況

支給	か 有	無			事	業	所	割	合	
家族手	当制度か	: ある		77.6%						
配偶者	こ家族手当を	支給する					(84.6%)	)		
家族手	当制度か	ない		22. 4%						
被扶養者の	配 偶 者			15, 339 円						
構成別 配偶者と子1人			21, 483 円							
支給月額	配偶者と子2人						27, 522 円	]		

注1 ( ) 内は、家族(扶養)手当制度がある事業所を100とした割合である。

#### 第 18 表 民間における在宅勤務手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況および在宅勤務手当の支給状況

在宅勤務を 実施している	在宅勤務手当を 支給する	在宅勤務手当を 支給しない	在宅勤務を 実施していない
%	%	%	%
57. 5	(26. 8)	(73. 2)	42. 5

注 () 内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

#### その2 在宅勤務手当の支給の検討状況

検討している	検討していない
%	%
28. 4	71.6

注 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務手当を支給しない事業所を100とした割合である。

#### 第19表 民間における特別給の支給状況

項目	区 分	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
平均所定内給与月額	下半期(A1) 上半期(A2)	円 378, 161 381, 061	円 278, 158 276, 298
特別給の支給額	下半期 (B1) 上半期 (B2)	838, 465 791, 492	524, 898 473, 494
特別給の支給割合	下半期(B1/A1) 上半期(B2/A2) 年間計	月分 2.22 2.08 4.30	月分 1.89 1.71 3.60
年間の平	均	4. :	30

注1 下半期とは令和2年8月から令和3年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

<sup>2</sup> 支給月額は、配偶者に家族(扶養)手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

<sup>2</sup> 年間の平均は、特別給の支給割合を公務員の人員構成に合わせて求めたものである。

#### 第20表 民間における初任給の改定状況

		項目	[mail: 10.1]				104154 NA 1 14
	_		新規学卒者 の採用あり	初作	7	→ 新規学卒者 → の採用なし	
学歴	企業	美規模	v21X/11 02 3	増 額	据置き	減額	
		規模計	%	%	%	%	%
		規模計	35. 1	(33.4)	(66.6)	-	64. 9
大学卒		500 人以上	35. 2	(36. 9)	(63. 1)	1	64.8
		100 人以上 500 人未満	40.6	(35. 1)	(64. 9)	ı	59. 4
		100 人未満	17. 6	1	(100.0)	ı	82. 4
		規模計	30. 5	(41. 1)	(58. 9)	-	69. 5
高校卒		500 人以上	29. 5	(42. 3)	(57. 7)	-	70. 5
同似牛		100 人以上 500 人未満	33.8	(43.8)	(56. 2)	-	66. 2
		100 人未満	23. 5	(25. 0)	(75. 0)	-	76. 5

注1 事務員と技術者のみを対象としたものである。

### 第21表 民間における給与改定の状況

役職段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの 慣 行 な し
		%	%	%	%
係	員	32. 9	26. 0	1.8	39. 3
課長	長 級	26.8	21. 2	1. 9	50. 1

注 ベースアップ慣行の有無が不明およびベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

## 第22表 民間における定期昇給の実施状況

項目	定期昇給	定期昇給				定期昇給	定期昇給
役職段階	制度あり	実 施	増 額	減 額	変化なし	中 止	制度なし
	%	%	%	%	%	%	%
係 員	84. 4	82. 1	18.9	9. 7	53. 5	2. 3	15. 6
課長級	80.5	78. 2	19. 4	10. 1	48. 7	2. 3	19. 5

注 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定およびベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

<sup>2 ()</sup>内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

#### 第23表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

	項目	係	員	課長	長 級	部上	長 級
企	業規模	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
	規模計	% 59. 5	% 40. 5	% 51. 1	48. 9	% 51. 2	48.8
	500 人以上	54. 2	45. 8	41.1	58. 9	41.8	58. 2
	100 人以上 500 人未満	62. 4	37. 6	55.6	44. 4	56. 1	43.9
	100 人未満	62. 5	37. 5	58.9	41. 1	55.8	44. 2

#### 第24表 民間における定年制の状況

定年制あり	定年	年齢	定年制なし	
	60 歳 61 歳以上			
%	%	%	%	
100. 0	86. 8	13. 2	0.0	

注 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

## 第25表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与 減額の状況

	41 24 M2C - 4	D 1170			
区 分		項目	給与減額あり	60 歳で減額	給与減額なし
			%	%	%
課	長	級	77. 1	69. 2	22. 9
非	管 理	職	69. 2	69. 2	30.8

注1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(第26表において同じ。)。

# 第 26 表 定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所のうち、60 歳で給与を減額している事業 所における 60 歳を超える従業員の年間給与水準

課長	級	非	管 理	職
	%			%
61.1			71. 1	

注 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

<sup>2</sup> 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。